

1 目的

本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、神奈川県県土整備局が発注する工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

次の(1)または(2)いずれかの方式とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望型を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式をいう。

(2) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

次の(1)の工事及びその関連工事は、モデル工事の対象とし、(2)の工事及びその関連工事は、発注者指定型とすることができる。

ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は除く。

- (1) 設計金額（税込み）が原則 7,000 万円以上（建築一式工事以外の工事にあっては、原則 3,500 万円以上）の新築工事
- (2) 設計金額（税込み）が原則 1.5 億円以上の新築工事

4 用語の定義

(1) 週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 完全週休2日

対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

(3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(7) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5 モデル工事の実施

5-1 受注者希望型

(1) モデル工事实施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休2日制確保モデル工事实施同意（不同意）届」（別紙1）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、(3)経費補正の実施及び(4)工事成績評価への反映は行わないものとする。

一つの工事現場で複数のモデル工事が分離発注される場合は、契約後に全てのモデル工事の受注者が同意した上で実施する。

(2) モデル工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、計画を示した週間工程表又は月間工程表を県監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙2）を、翌月5日以内に行う工事概況報告書の提出に合わせて、県監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の30日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙3）を作成し、県監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>工事名：〇〇新築工事（建築） 発注者：神奈川県〇〇事務所 受注者： 〇〇建設㈱</p>

(3) 経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保モデル工事实施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下、「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評価への反映

4週8休以上の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評価に反映する。

なお、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

5-2 発注者指定型

(1) モデル工事実施の内容

ア 受発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ その他実施については、5-1(2)アからエまでと同様とする。

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額する。

(3) 工事成績評定への反映

4週8休以上の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙2)、「現場閉所履行報告書」(別紙3)及び工事概況報告書の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、平成31年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 経費補正の実施

(1) 受注者希望型（要領 5 5-1 (3) 関係）の補正方法

下表の現場閉所実績に応じた補正係数により労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

現場閉所実績	労務費
4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.05
4 週 7 休以上 8 休未満（現場閉所率 25%（7 日/28 日）以上 28.5%未満）	1.03
4 週 6 休以上 7 休未満（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上 25%未満）	1.01

(2) 発注者指定型（要領 5 5-2 (2) 関係）の補正方法

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の補正係数により補正する。

現場閉所実績	労務費
4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.05

(3) 工事費の積算方法

週休 2 日制確保モデル工事において、現場閉所の状況に応じ、「(4) 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(4) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価は、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）第 4 編第 1 章第 6 項の表 A - 1、表 E - 1 及び表 M - 1 に代えて、次の表 A - 1②、表 E - 1②及び表 M - 1②の補正率及び次の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても次の表の補正率及び次の式により基準補正単価を算出する。

なお、次の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

基準単価×新営補正率＝新営の基準補正単価

表 A - 1 ②基準補正単価の補正率

工 種	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
	新営補正率	新営補正率	新営補正率
仮設工事	1.04	1.02	1.01
土工事	1.03	1.02	1.01
地業工事	1.03	1.02	1.01
鉄筋工事	1.04	1.02	1.01
コンクリート工事	1.04	1.02	1.01
型枠工事	1.04	1.02	1.01
鉄骨工事	1.04	1.03	1.01
既製コンクリート	1.03	1.02	1.01
防水工事	1.02	1.01	1.01
防水工事（シーリング）	1.04	1.02	1.01
石工事	1.02	1.02	1.01
タイル工事	1.03	1.02	1.01
木工事	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	1.02	1.02	1.01
金属工事	1.02	1.02	1.01
左官工事	1.04	1.03	1.01
建具（ガラス）	1.03	1.02	1.01
建具（シーリング）	1.04	1.03	1.01
塗装工事	1.04	1.02	1.01
内外装工事	1.03	1.02	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	1.01	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.02	1.01
舗装工事	1.02	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	1.03	1.02	1.01

表E - 1 ②基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
		新営補正率	新営補正率	新営補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.02	1.01
	ケーブルラック	1.03	1.02	1.01
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.04	1.02	1.01
	プルボックス	1.03	1.02	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.02	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.01	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.02	1.01
電動機 その他接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.02	1.01
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.02	1.01

表M - 1 ②基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
		新営補正率	新営補正率	新営補正率
保温工事	配管用	1.03	1.02	1.01
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.02	1.01
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.02	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.03	1.01
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.03	1.01

2 工事成績評定への反映（要領5 5-1（4）及び5-2（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
4週8休以上	1点

現場閉所実績（※ 発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	-1点